

プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律 (略称:プラスチック資源循環促進法)

(令和 3 年法律第 60 号) (令和 4 年法律第 68 号による改正) (令和 7 年 6 月 1 日施行)

e-Gov (法): https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503AC0000000060_20250601_504AC0000000068

e-Gov (施行令): https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=504C00000000025_20220401_00000000000000&keyword=%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%81%E3%83%83%E3%82%AF (新規制定)

e-Gov (施行規則): https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=504M60001400001_20220401_00000000000000&keyword=%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%81%E3%83%83%E3%82%AF (新規制定)

環境省 HP: <https://www.env.go.jp/recycle/plastic/circulation.html>

「印刷産業における環境関連法規集(2022年度版)」p98。

この法律は、印刷産業では、製造工程で副次的に発生するプラスチック(有価物、廃棄物)を年間 250 トン発生する事業者が**多量排出事業者**として適用を受け、削減目標を設定し、取組み状況を公表する義務が課せられます。ただし、常時雇用する従業員が 20 人以下であれば適用除外です。

条項	条文	種類
第 1 条	(目的) この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	目的
第 4 条第 1 項	(事業者及び消費者の責務) 事業者 は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物を分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努めなければならない。	責務規定
第 4 条第 3 項	事業者 及び消費者は、プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するとともに、使用済プラスチック使用製品等の再資源化等により得られた物又はこれを使用した物を使用するよう努めなければならない。	責務規定
第 8 条第 1 項	(プラスチック使用製品の設計の認定) プラスチック使用製品製造事業者等 ^{解釈上の注釈 1} は、その設計するプラスチック使用製品 ^{解釈上の注釈 2} の設計について、主務大臣の認定を受けることができる。 (解釈上の注釈 1) 法第 7 条第 1 項で「プラスチック使用製品 ^{解釈上の注釈 2} の製造を業として行う者(その設計を行う者に限る。)及び専らプラスチック使用製品の設計を業として行う者」と定義。 (解釈上の注釈 2) 法第 2 条第 1 項で「プラスチックが使用されている製品」と定義。	権利付与
第 10 条第 2 項	(認定プラスチック使用製品の調達についての配慮等) 事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品 ^{解釈上の注釈 3} を使用するよう努めなければならない。 (解釈上の注釈 3) 法第 10 条第 1 項で「設計認定に係るプラスチック使用製品」と定義。法第 8 条第 1 項の設計認定を受けた製品と解される。	努力義務
第 30 条第 1 項	(勧告及び命令) 主務大臣は、特定プラスチック使用製品提供事業者 ^{解釈上の注釈 4} であって、その事業において提供する特定プラスチック使用製品 ^{解釈}	権限付与 (主務大臣)